

緊急事態宣言が終了することを踏まえ、緊急事態措置区域から除外された区域における出勤者数7割削減を目指すテレワーク等の推進をお願いするものです。

事務連絡
令和3年3月18日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の推進について

平素より大変お世話になっております。

テレワーク等については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

本日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。

基本的対処方針では、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」としており、当該都道府県における出勤回避の取組について、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進」することとされています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、上記以外の都道府県についても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を引き続き働きかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡
TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp
yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp
hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp